児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、<u>登校するときは、証明書を学校に提出してください。</u>保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名		登校停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)を除く)※	発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗 菌薬療法が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染
	髄膜炎菌性髄膜炎	のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸	病状により学校医・その他の医師において登校
	菌感染症、腸チフス、パラチフス、流	に支障なしと認められるまで。
	行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(溶連菌感染症、マイ	
	コプラズマ感染症、感染性胃腸炎、A	
	型肝炎、B型肝炎、C型肝炎)	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルスについての登校登園許可証は別の書式です。

## 登校•登園許可証明書

学校名	
	氏 名
※この枠内は保護者の方か	ご記入ください
《病名》 下記のうち該	当するものを丸で囲んでください
第一種感染症 (病名	)
第二種感染症 ・ <del>インフルエンザ</del> ・百日咳 ・流行性耳下腺炎 ・水痘 ・結核	<ul> <li>新型コロナウイルス感染症</li> <li>・麻しん</li> <li>・風しん</li> <li>・咽頭結膜熱</li> <li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>
第三種感染症 (病名	)
本日の診察の結果、上記 <u>年月</u>	疾病は、( 治癒 ・ 軽快 ) しましたので、 <u> 日</u> から登校・登園を許可します。
年	月日
医療機関住所	
医療機関名	
医師氏名	印